

ID: 5632

担当部署:子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	乳児等通園支援事業の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法第58条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 児童福祉法第五十八条の規定による。 第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。 ② 第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日